

令和8年度
あさぎり町議会第1回会議
会議録

開会 令和8年4月27日

閉会 令和8年4月27日

あさぎり町議会

令和8年度 あさぎり町議会第1回会議会議録（第1号）						
招集年月日	令和8年4月27日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和8年4月27日 午前10時00分			議長	小見田 和行
	閉会	令和8年4月27日 午前11時41分			議長	小見田 和行
応（不応）招議員 及び出席並びに欠 席議員 出席 14名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番 号	氏名	出欠等 の別	議席番 号	氏名	出欠等 の別
	1	小松 英一	○	8	森岡 勉	○
	2	加藤 弘	○	9	豊永 喜一	○
	3	小谷 節雄	○	10	山口 和幸	○
	4	岩本 恭典	○	11	皆越 てる子	○
	5	難波 文美	○	12	溝口 峰男	○
	6	加賀山 瑞津子	○	13	永井 英治	○
7	橋本 誠	○	14	小見田 和行	○	
議事録署名議員	11番 皆越 てる子 12番 溝口 峰男					
出席した議会書記	事務局長 高田 真之 事務局書記 溝口 久志					
地方自治法第12 1条により説明の ため出席した者の 職氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等 の別	職名	氏名	出欠等 の別
	町長	北口 俊朗	○	教育長	椎葉 勇二	○
	副町長	土肥 克也	○	教育課長	山内 悟	○
	デジタル政 策審議監	長沼 宏季	○	健康推進 課長	中竹 健次	○
	総務課長	酒井 裕次	○	農林振興 課長	橋本 英樹	○
	企画政策 課長	万江 幸一朗	○	商工観光 課長	沖松 勝彦	○
	財政課長	中村 光成	○	建設課長	小田 淳	○
	税務課長	白石 和博	○	上下水道 課長	鬼塚 拓夫	○
	町民課長	荒川 誠一	○			
生活福祉 課長	緒方 理恵	○				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第1号）

日程第 1		会議録署名議員の指名について
日程第 2	議案第 1 号	令和 6 年災 林道烏泊線災害復旧工事請負変更契約の締結について
日程第 3	報告第 1 号	専決処分したあさぎり町税条例の一部を改正する条例の報告について
日程第 4	報告第 2 号	専決処分したあさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告について
日程第 5	報告第 3 号	専決処分した令和 7 年度あさぎり町一般会計補正予算（第 10 号）の報告について
日程第 6	報告第 4 号	専決処分した令和 7 年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の報告について
日程第 7	報告第 5 号	専決処分した令和 7 年度あさぎり町水道事業会計補正予算（第 6 号）の報告について
日程第 8	報告第 6 号	専決処分した令和 7 年度あさぎり町下水道事業会計補正予算（第 5 号）の報告について
日程第 9	同意第 1 号	あさぎり町固定資産評価員の選任同意について
日程第 10		常任委員会委員の選任について
日程第 11		議会運営委員会委員の選任について
日程第 12		常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長の選任結果について
日程第 13		広報調査特別委員会委員の辞任について
日程第 14		広報調査特別委員会委員の選任について
日程第 15		特別委員会の委員長、副委員長の選任結果について
日程第 16		議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名について
日程第 2	議案第 1 号	令和 6 年災 林道烏泊線災害復旧工事請負変更契約の締結について
日程第 3	報告第 1 号	専決処分したあさぎり町税条例の一部を改正する条例の報告について
日程第 4	報告第 2 号	専決処分したあさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告について
日程第 5	報告第 3 号	専決処分した令和 7 年度あさぎり町一般会計補正予算（第 10 号）の報告について
日程第 6	報告第 4 号	専決処分した令和 7 年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の報告について

日程第 7	報告第 5 号	専決処分した令和 7 年度あさぎり町水道事業会計補正予算 (第 6 号) の報告について
日程第 8	報告第 6 号	専決処分した令和 7 年度あさぎり町下水道事業会計補正予算 (第 5 号) の報告について
日程第 9	同意第 1 号	あさぎり町固定資産評価員の選任同意について
日程第 10		常任委員会委員の選任について
日程第 11		議会運営委員会委員の選任について
日程第 12		常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長の選任結果 について
日程第 13		広報調査特別委員会委員の辞任について
日程第 14		広報調査特別委員会委員の選任について
日程第 15		特別委員会の委員長、副委員長の選任結果について
日程第 16		議員派遣の件について

午前 10 時 00 分 開 会

●議会事務局長（高田 真之 君） 御起立ください。着席ください。

◎議長（小見田 和行 君） ただいまの出席議員は 14 人です。定足数に達していますので、令和 8 年度あさぎり町議会第 1 回会議を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本会議の会議録署名議員は会議規則第 120 条の規定によって、11 番皆越てる子議員、12 番、溝口峰男議員を指名します。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第 2、議案第 1 号、令和 6 年災林地道から素泊まり線災害復旧工事請負へ変更契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 改めまして、おはようございます。本日も、よろしく願いいたします。議案第 1 号、令和 6 年災林地道烏泊線災害復旧工事請負変更契約の締結について提案いたします。提案理由を申し上げます。令和 7 年 3 月 11 日の令和 6 年度あさぎり町議会第 10 回会議において議決された令和 6 年災林地道烏泊線災害復旧工事請負契約について、請負変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議決の議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願いいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本農林振興課長。

●農林振興課長（橋本 英樹 君） 議案第 1 号について説明いたします。工事名、令和 6 年災林地道

烏泊線災害復旧工事。工事内容、大型ブロック積み工、ブロック積み工、植生機材、吹きつけ工。工事場所、球磨郡あさぎり町皆越地内。契約金額、変更前5,610万円。変更後、9,659万1,144円。今回の変更による増額4,049万1,144円。契約の相手方、球磨郡あさぎり町免田西3,139番地、株式会社永村ブルドーザー代表取締役、梅田博亨。指名競争入札により契約を行っております。変更契約の内容は、災害復旧工事中に発生した工事か所上部の山林法面が崩壊したか所への対策工法として、架設工一式と植生機材吹きつけ工を追加するものです。なお、工期につきましては、令和9年3月末を予定しております。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第3、報告第1号、専決処分したあさぎり町税条例の一部を改正する条例の報告についてを議題とします。執行部からの報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 報告第1号、専決処分したあさぎり町税条例の一部を改正する条例の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2号の規定により報告いたします。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 白石税務課長。

●税務課長（白石 和博 君） はい。それでは、報告第1号について御説明します。今回の改正は地方税法の一部改正に伴い本条例を改正したものです。改正内容につきましては、新旧対照表により御説明します。なお、法改正に伴うところの条項のずれの改正、説明は省きまして、主な部分を説明させていただきます。17ページをお願いします。第18条の3及び第19条は、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う字句などの改正になります。23ページをお願いします。中ほど、第63条は、固定資産税の免税点について、家屋を20万円から30万円に、償却資産を150万円から180万円に引き上げるものです。次です。第80条から29ページの第91条までにつきましては、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、字句などを改正するものです。最後に附則でございます。13ページをお願いします。中ほどです。施行期日第1条、この条例は令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に定める規定は当該各号に定める日から施行する。また、次のページ第2条以降につきましては、それぞれ経過措置を定めるものになります。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで報告第1号を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第4、報告第2号、専決処分したあさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告についてを議題とします。執行部からの報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 報告第2号、専決処分したあさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分

したので、同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 白石税務課長。

●税務課長（白石 和博 君） はい。報告2号について御説明します。今回の改正は地方税法の一部改正に伴い、本条例を改正したものです。改正内容につきましては、新旧対照表により御説明します。主な部分を説明させていただきます。8ページをお願いします。下段になります。第2条第1項第4号として、子供子育て支援納付金課税額を規定するものです。次のページ9ページをお願いします。上段になります。第2条第2項は、基礎課税額の限度額を引き上げるものです。また、中ほどですが、第5項として、子供子育て支援納付金課税額の算定方法18歳以上被保険者均等割加算額、そして限度額を規定するものです。次のページ10ページをお願いします。下段になります。第9条の2として子供子育て支援納付金課税額の所得割額を第9条の3として均等割額を第9条の4として18歳以上被保険者均等割額を規定するものです。13ページをお願いします。中ほどですが、第23条第1項第2号は、5割軽減の対象となる軽減判定所得の基準額を引き上げるものです。次のページ、14ページをお願いします。下段になります。第23条第1項第3号は、2割軽減の対象となる軽減判定所得の基準額を引き上げるものです。17ページをお願いします。下段になります。第23条第4項として、18歳未満被保険者について、子供子育て支援納付金課税額の均等割の全額軽減を規定するものです。最後に附則でございます。7ページをお願いします。第1条、この条例は令和8年4月1日から施行する。また、第2条では適用区分を定めるものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。質疑なしと認めますこれで報告第2号を終わります。日程第5、報告第3号、専決処分した令和7年度あさぎり町一般会計補正予算第10号の報告についてを議題とします。執行部からの報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 報告第3号、専決処分した令和7年度あさぎり町一般会計補正予算第10号の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 中村財政課課長。

●財政課長（中村 光成 君） 報告第3号について御説明申し上げます。4ページをお願いいたします。令和7年度あさぎり町一般会計補正予算第10号。令和7年度あさぎり町の一般会計補正予算第10号は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,073万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139億4,061万9,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条、地方債の変更は第2表地方債補正による。令和8年3月31日専決。10ページをお願いいたします。第2表地方債補正です。地方債の最終協議結果を踏まえ、起債の限度額について補正したものでございます。補正後の限度額は4,700万円の減額となっております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。次、13ページをお願いいたします。歳入です。財政課所

管分について御説明いたします。まず初めに、地方譲与税です。1 枠目の地方揮発油譲与税から 3 枠目の森林環境譲与税につきまして、交付額の確定により補正したものです。続いて、税交付金です。4 枠目の利子割交付金から、その下の配当割交付金。次のページをお願いいたします。1 枠目の株式等譲渡所得割交付金から、5 枠目の環境性能割交付金につきまして、交付額の確定により補正したものです。次のページをお願いいたします。続いて、地方特例交付金です。1 枠目の地方特例交付金から 2 枠目の新型コロナウイルス感染症対策、地方税減収補填特別交付金につきまして、交付額の確定により補正したものです。続いて、地方交付税です。3 枠目の地方交付税につきまして、普通交付税の減額は、今回の補正の財源調整によるものです。補正予算第 10 号における留保財源は、1 億 2,873 万 2,000 円となっております。その下の特別交付税につきましては、令和 7 年度の交付額が 3 億 8,577 万円となりましたので、予算との差額を補正したものです。以上で財政課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井総務課長。

●総務課長（酒井 裕次 君） それでは、総務課所管分につきまして説明いたします。15 ページをお願いいたします。歳入でございますが、4 枠目の目 1、交通安全対策特別交付金につきまして、17 ページをお願いいたします。目 7 の消防費、県補助金。球磨川水系防災減災ソフト対策等補助金につきまして、マンホールトイレ設置工事を繰越したことで、令和 8 年度での申請受入れとなった分の 260 万円の減額のほか、マンホールトイレ用建具購入などの実績により減額としております。次の 18 ページをお願いいたします。1 枠目の目 1、総務費県委託金につきまして、衆議院議員総選挙の執行実績により減額としております。次の 19 ページをお願いいたします。2 枠目の目 6、消防債、節 1、消防施設整備事業債につきまして、積載車、小型ポンプの購入実績などにより減額としております。次の節 2、防災基盤整備事業債につきまして、熊本県防災行政無線の整備事業の延期により、負担金に係る 700 万円の減額のほか、Jアラート受信機更新工事、深田高山体育館照明、LED 化工事の実績により減額としております。22 ページをお願いいたします。歳出でございます。4 枠目の目 4、衆議院議員総選挙費につきまして、節 1、報酬から次のページで、節 13、使用料及び賃借料までを、選挙の執行実績により減額してしております。27 ページをお願いいたします。2 枠目の目 2、非常備消防費、節 17、備品購入費。それから次の、目 3、消防施設費、節 18、負担金補助及び交付金につきまして、実績により減額してしております。次の目 4、消防管理費につきまして、節 1 報酬のほか、各費目で、実績により減額してしておりますが、節 18、負担金補助及び交付金で、熊本県防災行政無線と負担金につきましては、事業延期により歳入において、起債を減額してしておりますが、設備の更新におきまして、通信費の入手困難により、工事完了が令和 9 年度の見込みということで、全額を減額してしております。また、財源内訳で、一般財源が 274 万 5,000 円と増えておりますが、主な要因としましては、マンホールトイレ設置工事の繰越しに伴いまして、歳入で、県補助金 260 万円を減額したことによるもので、令和 8 年度におきまして、完了後に申請し受け入れるものとしております。30 ページをお願いいたします。給与費明細でございますが、特別職におきまして、選挙管理委員報酬などの減額でありまして、補正額につきましては、比較の欄のとおりでございます。次の 31 ページをお願いいたします。一般職におきましては、衆議院議員総選挙に係る時間外手当の減額でありまして、補正額につきまし

ては比較の欄のとおりです。32ページをお願いします。増減額の明細でございますが、職員手当の増減理由としましては、時間外手当につき、その他の増減分に区分するものです。以上で、総務課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 万江企画政策課課長。

●企画政策課長（万江 幸一朗 君） はい。それでは、企画政策課所管分について説明申し上げます。16ページをお願いいたします。歳入になります。2枠目、目1、総務費国庫補助金、節2、地方創生臨時交付金の減額は、歳出における税務課所管分、事業の実績に基づくもの。また、節5、特定地域づくり事業推進交付金及び節6の新しい地方経済生活環境創生交付金の減額につきましては、交付額の確定によるものです。19ページをお願いいたします。1枠目、目4雑入、節2のデジタル基盤改革支援補助金。次に、2枠目、目1総務債、節2、屋外放送設備整備事業債。20ページをお願いいたします。目8、災害復旧債につきまして、いずれも事業費の確定により減額をするものです。続きまして、21ページをお願いいたします。歳出になります。目7企画振興費、節18負担金補助及び交付金の球磨焼酎蔵元支援交付金は、物価高騰対策として、昨年12月から実施したのですが、不用額を減額するものです。次の、目8電子計算費、節13使用料及び賃借料の総合行政システム使用料。また、22ページをお願いいたします。1枠目、目18地方創生費、節18負担金補助及び交付金の特定地域づくり事業推進交付金につきまして、歳入に合わせて減額をするものです。なお、21ページの日15、地域情報通信基盤整備推進事業費、それから、22ページの日20、テレワーク施設運営費につきましては、財源更正のみとなります。最後に、28ページをお願いいたします。最下段の、目1その他公共施設公用施設災害復旧費のくま川鉄道経営安定化補助金につきましても、歳入に合わせて減額をするものです。以上、企画政策課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 白石税務課長。

●税務課長（白石 和博 君） はい。税務課所管分について説明いたします。22ページをお願いします。歳出です。2枠目、目3、定額減税調整給付事業費につきましては、経費の確定に伴い不用額を減額しております。以上で税務課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川町民課課長。

●町民課長（荒川 誠一 君） それでは、町民課所管分について説明いたします。16ページをお願いいたします。歳入です。2枠目、目1、節3につきましては、戸籍法の一部改正により、戸籍の記載事項にふり仮名名を追加する業務に対する補助金で、その業務実績に伴い、減額したものです。22ページをお願いいたします。歳出です。3枠目、目1につきましては、国庫補助金の減額に伴います財源更正です。以上で、町民課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 緒方生活福祉課課長。

●生活福祉課長（緒方 理恵 さん） 生活福祉課所管分の専決補正予算について、説明させていただきます。15ページをお願いします。歳入です。5枠目の目1民生費国庫負担金は、教育保育給付費に対する交付額決定による減額となります。16ページをお願いします。3枠目の目2民生費県負担金は、国庫負担金と同じく交付額決定に伴う減額と、救護施設入所者の増員による増額となります。17ページをお願いします。1段目の目2民生費県補助金は、全て実績によりま

す交付額決定により減額したものです。19ページをお願いします。1枠目の目1民生費納付金は、救護施設入所者の入院により自己負担金が減額となったものです。2枠目の2段目、目2の民生債は、全て各事業における給付実績による減額補正となっております。歳出です。23ページをお願いします。2枠目の2段目、目4の障害者福祉費と、3枠目の目1児童福祉総務費の節7から次のページ、24ページの1枠目、節18まで、そして、目3子供医療費助成事業費ですが、関連します歳入予算の減額に伴うもので、いずれも実績により減額するものです。同じく24ページ、2枠目、目2の救護施設事業費は、歳入における保護費負担金の増額と、自己負担金の減額による差額分を減額するものです。以上で、生活福祉課所管分の報告を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 中竹健康推進課課長。

●健康推進課長（中竹 健次 君） それでは、健康推進課所管分を説明いたします。16ページをお願いします。歳入です。1枠目、目2衛生費国庫負担金は、BCG予防接種健康被害救済給付金の負担金で、令和7年度1件の認定がありましたが、交付確定処理が令和8年度中になされることから減額したものです。2枠目、目3衛生費国庫補助金は、国庫補助決定に基づき増額したものです。17ページをお願いします。中段の目3衛生費県補助金は、事業実績に伴い減額したものです。18ページをお願いします。最下段の4枠目、目1、特別会計繰入金は、健康運動教室事業実績に伴い減額したものです。23ページをお願いします。歳出です。2枠目、目6国民健康保険事業費は、国保会計へ繰り出し実績に伴い減額したものです。24ページをお願いします。最下段の3枠目、目1保健衛生総務費は、事業実績により減額したものです。25ページをお願いします。1枠目、目5、母子保健事業費と目6予防接種事業費は、事業実績に伴い減額したものです。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本農林振興課課長。

●農林振興課長（橋本 英樹 君） はい。農林振興課所管分について歳入から説明いたします。17ページをお願いします。3段目、目4農林水産事業費県補助金は、交付決定に基づき減額したものです。18ページをお願いします。3枠目、3段目、目10林業振興基金繰入金は、活用事業費の確定により増額したものです。19ページをお願いします。2枠目、3段目、目3農林水産業債は、齊堂地区排水路改修工事の実績により減額したものです。21ページをお願いします。歳出について説明いたします。3段目、目14基金費、説明最下行、森林環境譲与税基金積立金は、森林環境譲与税の活用事業費が確定したことにより、基金への積立て額を増額したものです。25ページをお願いします。2枠目、1段目、目4農業振興費、その下、目7水田農業経営確立対策事業費は、補助金または事業費の確定により不用額を減額したものです。その下、16農地費は、起債の充当減により、財源更正です。26ページをお願いします。1枠目、1段目、目2林業振興費は、林業振興基金活用事業費の確定により、その下、目3公有林整備事業費は、補助金の確定により、それぞれ不用額を減額したものです。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松商工観光課課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。それでは、商工観光課所管分の補正予算の説明を行います。まず、17ページ目です。歳入です。4行目の目5商工観光費県補助金、節1定住促進費補助金の結婚新生活支援事業補助金は、7件の申請があり、実績額に応じて減額をするものです。

その下の、移住支援事業費補助金も実績がなかったため減額するものです。次に、18ページをお願いいたします。2枠目の目1指定寄附金、節1指定寄附金のふるさと寄附金と企業版ふるさと寄附金は、実績額によりそれぞれ減額増額するものです。3枠目の目1、目の1行目、目5産業活性化基金繰入金、節1産業活性化基金繰入金は、実績に応じて減額をするものです。19ページをお願いいたします。1枠目の目4雑入、節1雑入の移住定住交流推進事業費、事業助成金ですが、空き家DIYプロジェクト事業を実施した実績額の確定により減額をするものです。21ページをお願いいたします。次に、歳出です。3行目の目14基金費、節24積立金のふるさと基金積立金は、歳入でも御説明しましたが、実績額による減額と、まちひとしごと創生推進基金積立金は、実績額により増額をするものです。次に、最下段の目17ふるさと寄附対策費の節7報償費から、下の節12委託料にあります。ふるさと寄附及び企業版ふるさと寄附につきましては、実績額によりそれぞれ減額をするものです。次に、26ページ目をお願いいたします。2枠目の、目1商工総務費、節18負担金補助及び交付金の商工業振興補助金と、その下の3枠目の、目1定住促進費、節18負担金補助及び交付金の地方就職支援金と、移住定住交流推進事業、支援事業助成金と結婚新生活支援事業補助金は、実績額によりそれぞれ減額をするものです。以上で、商工観光課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 小田建設課長。

●建設課長（小田 淳 君） 建設課所管分につきまして、説明いたします。16ページをお願いいたします。歳入でございますが、2枠目の目5土木費国庫補助金、節3住宅費補助金につきましては、補助金の追加交付がありましたので、増額するものです。19ページをお願いします。2枠目の目5土木債、節1道路橋梁債につきましては、事業完了分の実績によりまして減額するものです。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 山内教育課長。

●教育課長（山内 悟 君） はい。それでは、教育課所管分につきまして御説明申し上げます。17ページをお願いします。歳入です。最下段、目8、節1、教育費補助金につきましては、説明欄記載の事業の補助額の確定により減額したものです。18ページをお願いします。3枠目目7、節1、学校教育施設整備基金繰入金につきましては、あさぎり中学校改修工事の事業実績により減額したものです。19ページをお願いします。2枠目の最下段、目7節1学校施設整備事業債につきましては、あさぎり中学校改修工事の事業実績により減額したものです。次、20ページをお願いします。1枠目の上段、節2社会教育施設整備事業債につきましては、石坂区と井上区の公民館施設整備補助金の事業実績及び生涯学習センター西棟屋根改修工事の実績により減額したものです。次に27ページをお願いします。歳出です。1番下の枠の項2、目1学校管理費、節13、車借上料につきましては、水俣に学ぶ肥後っ子教室の事業実績により減額したものです。次に、28ページをお願いします。1枠目の項3目1、学校管理費、節12設計委託料とその下節14工事請負費につきましては、中学校改修工事の実績に伴い減額したものです。その下、節18英語検定料補助金は中学生受験者数、56名の実績により減額したものです。その下の枠、目2公民館費、節18の公民分館等施設整備事業、施設整備費補助金につきましては、石坂区と井上区の公民分館等施設整備費補助金の実績により減額したものです。その下、目6、生涯学習

センター事業費の節12設計監理委託料と、その下、節14工事請負費は、生涯学習センター西棟屋根改修工事の実績により減額したものです。その下の枠、目2体育施設費、節14工事請負費は、深田高山体育館照明改修工事の実績により減額したものです。説明は以上となります。

◎議長（小見田 和行 君） 中竹健康推進課長。

●健康推進課長（中竹 健次 君） 先ほど説明が不足しておりましたので、よろしくお願ひいたします。目7健康づくり推進事業費と、目8スマートウェルネスT事業費は財源を更正したものです。説明が不足しまして申し訳ございませんでした。終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで報告第3号を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第6、報告第4号、専決処分した令和7年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第4号の報告についてを議題とします。執行部からの報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 報告第4号、専決処分した令和7年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第4号の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますのでよろしくお願ひいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 中竹健康推進課課長。

●健康推進課長（中竹 健次 君） それでは、報告第4号について説明をいたします。4ページをお願ひいたします。専決処分した令和7年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第4号について説明をいたします。令和7年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第4号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,354万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億50万7,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和8年3月31日専決。今回の補正につきましては、療養給付費や財政調整基金繰入金の減額補正が主なものです。9ページをお願ひいたします。歳入です。1枠目、目1保険給付費等交付金。節1保険給付費等交付金普通交付金は、実績による減額。節2保険給付費等交付特別交付金は、実績による増額したものです。2枠目、目1、一般会計繰入金、節3出産育児一時金等繰入金と、節6その他一般会計繰入金は、実績により減額したものです。3枠目、目1財政調整基金繰入金は、財源調整として減額したものです。10ページをお願ひいたします。歳出です。1枠目、目1一般管理費は財源更正をしたものです。2枠目、目1療養給付費。次の目2療養費、3枠目、目1高額介護合算療養費、次の目2高額療養費、4枠目、目1、移送費までの節18負担金補助及び交付金は、実績により減額したものです。11ページをお願ひいたします。1枠目、目1出産育児一時金、2枠目、目1医療費分は、財源更正したものです。3枠目、目1、一般会計繰入金は、健康運動教室事業繰出金の実績に伴い減額したものです。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで報告第4号を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第7、報告第5号、専決処分した令和7年度あさぎり町水道事業会計補正予算第6号の報告についてを議題とします。執行部からの報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 報告第5号、専決処分した令和7年度あさぎり町水道事業会計補正予算第6号の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますのでよろしく願いいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 鬼塚上下水道課課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫 君） それでは、報告第5号につきまして説明をいたします。2ページにつきましては、専決処分書となります。4ページをお願いします。第1条から読み上げます。第1条、令和7年度あさぎり町水道事業会計の補正予算第6号は次に定めるところによる。第2条、令和7年度あさぎり町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。収入第1款、水道事業収益。補正前の額、4億4,593万4,000円。補正額、8万8,000円、計4億4,602万2,000円。第3条、予算第4条本文括弧書きの全文を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、8,428万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金、5,749万1,000円。及び、消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,679万7,000円で補填するものとするに改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。支出第1款、資本的支出。補正前の額、5億8,786万1,000円。補正額8万8,000円、計5億8,794万9,000円。詳細につきましては、11ページをお願いします。水道事業会計補正予算第6号の第6号説明書の収益的収入です。1目、受取利息及び配当金は、右手受取利息の実績により増額したものです。12ページをお願いします。資本的支出です。1目、投資は受入れた利息を基金に積み立てるため増額したものです。次に、7ページをお願いします。キャッシュフロー計算書です。右側、下から3行目の資金増加額3,418万5,000円。1番下の行、資金期末残高7億4,883万円となる見込みです。8ページをお願いします。このページから10ページにかけては、令和7年度あさぎり町水道事業予定貸借対照表です。8ページ、最下段の資産合計と、10ページ、最下段の負債資本合計はともに60億4,198万1,756円の見込みです。報告は以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで報告第5号を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第8、報告第6号、専決処分した令和7年度あさぎり町下水道事業会計補正予算の報告についてを議題とします。執行部からの報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 報告第6号、専決処分した令和7年度あさぎり町下水道事業会計補正予算第5号の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますのでよろしく願いいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 鬼塚上下水道課課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫 君） それでは、報告第6号につきまして説明をいたします。2ページにつきましては、専決処分書となります。4ページの第1条から読み上げます。第1条、令和

7年度あさぎり町下水道事業会計の補正予算第5号に、第5号は次に定めるところによる。第2条、令和7年度あさぎり町下水道事業会計補正、事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。収入第1款水道事業収益、補正前の額、6億5,486万円。補正額1万2,000円。計6億5,487万2,000円。5ページをお願いします。第3条、予算第4条本文括弧書きの全文を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、2億9,804万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,002万2,000円、損益勘定留保資金1億9,057万3,000円、利益剰余金処分額9,744万9,000円で補填するものとするに改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入第1款、資本的収入、補正前の額2億5,155万9,000円。補正額4,200万円の減額、計2億955万9,000円。支出第1款、資本的支出、補正前の額、5億759万2,000円。補正額1万1,000円、計5億760万3,000円。第4条、利益剰余金のうち、9,744万9,000円は、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補填に処分するものとする。詳細につきましては、12ページをお願いします。下水道事業会計補正予算第5号説明書の収益的収入です。1目、受取利息及び配当金は、受取利息の実績により増額したものです。13ページをお願いします。資本的収入です。1目基金繰入金の減額は、基金繰入金の一部について、会計資金を充てることとしたため減額をしたものです。14ページをお願いします。資本的支出です。1目基金積立金は、受入れた利息を基金に積み立てるため増額をしたものです。次に、9ページをお願いします。キャッシュフロー計算書です。右側、下から3行目の資金増加額、2,913万7,000円の減。1番下の行、資金期末残高は7,347万8,000円となる見込みです。10ページをお願いします。このページから11ページにかけて、令和7年度あさぎり町下水道事業予定貸借対照表です。10ページ右下二重下線部の資産合計と、次の11ページ、最下段の負債資本合計はともに96億5,346万5,556円の見込みです。報告は以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで報告第6号を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第9、同意第1号、あさぎり町固定資産評価委員の選任同意についてを議題とします。先例にならい、白石税務課長の退席を求めます。提出者の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 同意第1号、あさぎり町固定資産評価委員の選任同意について。あさぎり町固定資産評価委員を次のとおり選任したいので議会の同意を求める。住所、熊本県球磨郡あさぎり町深田西1683番地。氏名、白石和博。生年月日、昭和50年11月29日生まれ。提案理由を申し上げます。あさぎり町固定資産評価委員を選任するため、地方税法第404条の第2項、あさぎり町税条例第76条及びあさぎり町固定資産評価委員規則第2条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。以上、提案申し上げますので同意頂きますよう、よろしく願い申し上げます。

◎議長（小見田 和行 君） 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、同意第1号を採決しま

す。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、同意第1号は原案のとおり可決されました。白石税務課長の入場を許します。
◎議長（小見田 和行 君）会議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前 9時57分

再開 午前10時07分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第10、常任委員会委員の選任を行います。お諮りします。常任委員会委員の選任については、御手元に配付しました名簿のとおりにしたいと思います。御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員の選任については、御手元に配りました名簿のとおりにすることに決定しました。

◎議長（小見田 和行 君） 各常任委員会開催のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時23分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第11、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、御手元に配付のとおり、配りました名簿のとおりにしたいと思います。御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって議会運営委員会委員は、御手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。議会運営委員会開催のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時30分

- ◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
- ◎議長（小見田 和行 君） 日程第12、常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長の選任結果の報告を議題とします。総務建設経済常任委員会、厚生文教常任委員会、議会運営委員会の順に各委員会の代表者に発表願います。最初に、総務建設経済常任委員会の報告をお願いいたします。溝口議員。
- 議員（12番 溝口 峰男 君） それでは、総務建設経済常任委員会の委員長、副委員長を報告させていただきます。委員長に溝口峰男、私がさせていただくことになりました。そして、副委員長に森岡勉議員をお願いすることにいたしました。よろしくをお願いいたします。
- ◎議長（小見田 和行 君） 次に、厚生文教常任委員会の報告をお願いします。
- 議員（3番 小谷 節雄 君） 厚生常任委員会から御報告をいたします。厚生委員会を開催いたしまして、指名推選によりまして委員長に私小谷。それから副委員長に小松英一議員が、選任をされました。以上報告をいたします。
- ◎議長（小見田 和行 君） 最後に、議会運営委員会の報告をお願いします。山口議員。
- 議員（10番 山口 和幸 君） それでは、議会運営委員会からの報告をいたします。議会運営委員会の委員長に私、山口。そして副委員長に、橋本誠議員になりました。どうぞ皆さん方の御協力をよろしくお願いいたします。
- ◎議長（小見田 和行 君） 日程第13、広報調査特別委員会委員の辞任についてを議題とします。4月23日に難波文美委員、山口和幸委員、溝口峰男議員、4月27日に森岡勉委員から、各委員会の申合せにより広報調査特別委員会委員を辞任したいとの申出があります。お諮りします。本件は申出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって、難波文美委員、山口和幸委員、溝口峰男委員、森岡勉委員の広報調査特別委員の辞任を許可することに決定いたしました。
- ◎議長（小見田 和行 君） 日程第14、広報調査特別委員会委員の選任についてを議題とします。広報調査特別委員会委員に4人の欠員が生じたので、新しい委員の選任を行います。お諮りします。新しい委員については、委員会条例第8条の8条第4項の規定によって、御手元に配りました名簿のとおり、永井英治議員、橋本誠議員、小谷節雄議員、加藤弘議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって、新委員として永井英治議員、橋本誠議員、小谷節雄議員、加藤弘議員を選任することに決定しました。
- ◎議長（小見田 和行 君） 広報調査特別委員会開催のため暫時休憩します。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時39分

- ◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。
- ◎議長（小見田 和行 君） 日程第15、特別委員会の委員長副委員長の選任結果についてを議題とします。広報特別調査委員会の代表者に報告願います。加賀山議員。
- 議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） ただいま、会議をいたしまして、委員長に私、加賀山瑞津子、副委員長に加藤委員に決定いたしました。町民目線での広報紙づくり、努めてまいりたいと思います。よろしくお願いたします。
- ◎議長（小見田 和行 君） 日程第16、議員派遣の件についてを議題とします。お諮りします。御手元に配付しました文書のとおり議員の派遣を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって、議員を派遣することに決定しました。お諮りします。議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。異議なしと認めます。したがって、議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は議長に一任することに決定しました。
- ◎議長（小見田 和行 君） お諮りします。本日の会議で議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。異議なしと認めます。したがって、条項字句数字その他の整理を議長に委任することに決定しました。これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和8年度あさぎり町議会第1回会議を閉会します。
- 議会事務局長（高田 真之 君） 御起立ください。礼。

午後11時41分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年5月20日

議 長 小見田 和 行

署名議員 皆 越 てる子

署名議員 溝 口 峰 男